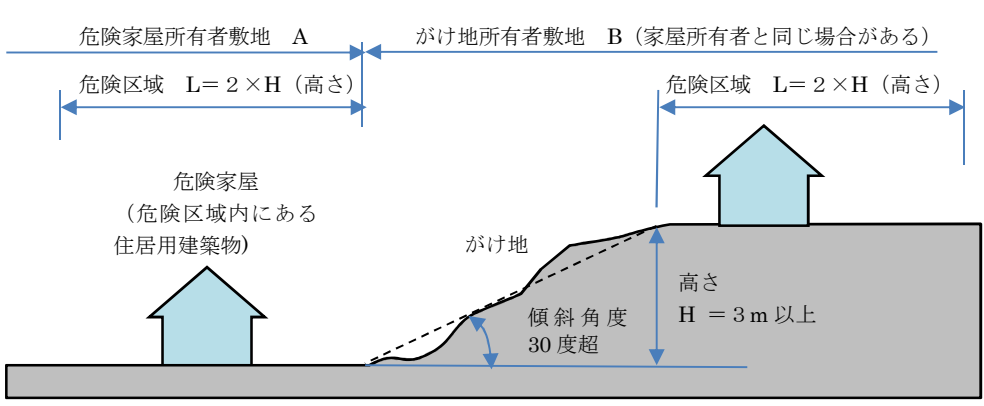
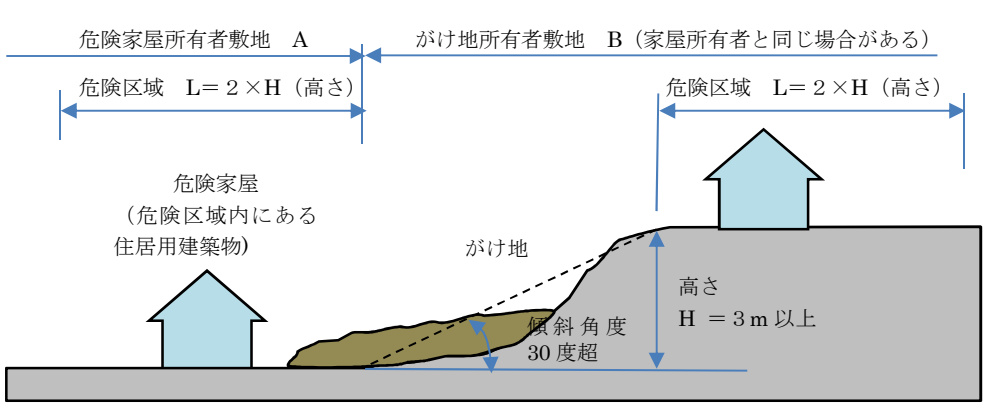


がけ地災害防止事業の概要

要 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配が30度を超え、かつ高さが3mを超える傾斜地で、現に町民が居住する危険家屋を有するがけ地であること ・ 申請者は、がけ地の所有者及び危険家屋の所有者又は危険家屋の居住者 ・ 町民であり、町税及び使用料等を完納していること ・ 対象工事に要する費用が、10万円以上の工事であること

防 災 工 事 費 の 補 助	
内 容	がけ崩れによる災害を防止するため、施設の新設工事又は復旧工事であって応急復旧工事以外の工事。
対 象	
補助金	補助率 1/2 (補助限度額 100万円)

応 急 防 災 工 事 費 の 補 助	
内 容	現に発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で土砂及び倒木の障害物除去、その他応急的な措置のための工事。
対 象	
補助金	補助率 1/2 (補助限度額 30万円)